

『サロン活動助成事業』における留意事項

サロン活動助成事業を申請・報告いただく際に、下記の留意事項にご注意ください。

令和6年度からの変更点

※「新型コロナウイルス感染症に起因する活動回数に関する特例」の終了により、
年間6回以上のサロン開催が必須となります。万が一、開催実績が6回を下回った場合は、助成金を全額返金いただくこととなりますので、ご了承ください。

※実績回数による助成金の精算は、回数減による返金のみとし、回数増に伴う追加助成はありません。

《対象となる活動について》

・高齢者（概ね65歳以上）等を対象とした居場所づくり、介護予防の推進、安心して暮らせる地域づくりを目的に開催する“サロン活動”が「サロン活動助成事業」の対象です。

[サロン活動開催実績の対象外となる活動]

- ①市及び市社協からサロン活動に対して他の助成金を受けた団体の活動
- ②既に当該サロン助成金の対象となっている方々に対する活動
- ③自治会や老人会等が主催する事業や行事
(夏祭り、地蔵盆、運動会、防災訓練、清掃活動等) 等
- ④市の敬老会事業補助金を受けて実施する活動
- ⑤サロン対象者・参加者の一部の方のみを対象にした活動
(一部の方のみへ参加案内・呼びかけた活動)
- ⑥サロン実施に向けた計画、打合せ、準備、スタッフ会議等
- ⑦参加者実績が5名を下回る活動
- ⑧年間6回未満の活動

[例1：◇〇◇〇ふれあいサロン（内容：茶話会）]



[例2：◇〇◇〇いきいきサロン（内容：レクリエーションで世代間の交流）]



[例3：〇〇町夏まつり]



(裏面あり)

《開催回数について》

- ・年間6回以上開催実績のあるサロン活動に助成します。

※開催実績が年間6回を下回った場合は、助成金を全額返還いただくこととなります。

《助成金の精算》

- ・実績に基づき、年間限度額50,000円の範囲内で精算となります。
[例1] サロンは開催したが開催回数が6回未満となった。 ⇒助成金を全額返還
- [例2] サロンそのものが実施できなかった。 ⇒助成金を全額返還
- [例3] 事業費総額が助成額に満たない。 ⇒助成金額との差額を返還
- [例4] 開催実績(6回以上開催)が実施計画より減った。 ⇒助成金額との差額を返還

《経費について》

- ・サロン活動に係る費用が対象です。
- ・スタッフの人物費、打合せに係る費用及びアルコール類は対象外です。

《領収書について》

- ・助成金額分の領収書又はレシート(写し)を添付してください。
- ・領収書には但し書きを記入してもらってください。
- ・サロン開催に係る費用の領収書を添付してください。助成金額の範囲内でサロンに必要な備品を購入することも可能です。
- ・謝礼等領収書がもらえない支出については、支払証明書を作成し、証明者が押印してください。

《年度途中の申請について》

- ・年度途中に新規立ち上げのサロンなどで、助成の申請をされる場合、2箇月に1回程度を目安に開催される活動について、申請を受付します。

★申請および報告書類の作成などにあたって、ご不明な点は東近江市社会福祉協議会窓口にお問い合わせください。